

## 三重県フェア in ホーチミン 参加者募集要綱

三重県は、海外、特にベトナムへの販路開拓を目指す事業者の支援として、ベトナムホーチミン市内において、昨年に引き続き、第2回目の観光物産展及び商談会を開催します。

つきましては、当該フェアに参加し、ベトナムへの販路開拓に取り組む事業者を下記のとおり募集します。

### 記

#### 1 募集期間

平成30年4月19日（木）から5月8日（火）まで（17時必着）

#### 2 申込方法

別紙の申込書に必要事項を記入のうえ5月8日（火）までに、三重県営業本部担当課あて、電子メールによりお申込みください。

なお、送信後は、受信確認の連絡をお願いします。

#### 【提出先】

三重県営業本部担当課 営業推進班 橋爪、勝野 あて

E-Mail : eigyo@pref.mie.jp

#### 3 フェア開催内容

##### (1) 観光物産展

開催期間：平成30年11月12日（月）から11月18日（日）

場 所：イオンベトナム ビンタン店 1階モール催事場

主 催：三重県、イオンベトナム

##### (2) 商談会

開 催 日：平成30年11月16日（金）午後を予定

※今後の調整により変更の可能性があります。

場 所：ホーチミン市内

主 催：三重県

#### 4 募集内容等

##### 観光物産展

##### (1) 応募資格

ベトナム市場への販路開拓に意欲のある三重県内に本社、又は営業所などを有する  
企業・団体

##### (2) 対象商品

食品、非食品

### (3) 出展条件

- ①原則、ベトナムへ渡航のうえ、数日間は来場者に対する試飲・試食を自ら行うこと。
- ②フェア開催国の輸入規制品でないこと。当該国で定める成分表示等への対応を行うこと。
- ③輸出量の10%以上の試飲試食用のサンプルを用意し、商品と一緒に納品すること。
- ④応募、商談及び実演販売にかかる一切の経費を負担すること。

### (4) 取引条件

- ①原則、消化仕入。
- ②イオンベトナムへの納品については、県又はイオングループで調整する輸出入業務代理事業者により行います。既にベトナムへの輸出入ルートを確認されている場合、又は過去3年以内にベトナム国による輸入登録が完了している商品を出展する場合は、その旨ご連絡ください。

### (5) 経費負担

#### ①出展事業者の負担

- ・出展者選定過程におけるサンプル品及び送付にかかる費用（必要な場合）
- ・商品を輸出するための準備に必要な費用  
（1商品あたりアメリカ300ドル程度の検査登録費用が必要です。）
- ・輸出入にかかる必要な経費一式（輸送料、関税、手数料等）
- ・参加者の渡航及び滞在にかかる費用一式  
※渡航にかかる交通費・宿泊費に関して、公益財団法人岡田文化財団の支援制度を利用できる場合があります。
- ・出展料金3,000円（県へ納付していただきます。）
- ・その他、個別に発生する費用

#### ②県又はイオンベトナムの負担

- ・会場費（設営費、什器レンタル料を含みます）
- ・チラシの他、集客のための経費
- ・観光物産展運営にかかる費用（通訳、販売員費を含みます）  
※参加事業者が独自に手配した通訳、販売員は事業者の負担とします。

### (6) 選定方法

イオンベトナム担当者による書類選考を実施します。

イオンベトナム担当者によるアドバイスを基に、最終的な出展の決定、及びフェアへの出品数量等を決定します。

なお、応募の際には、書類選考がスムーズに行えるようカタログ・パンフレット等を必ず添付してください。

## 商談会

### (1) 応募資格

ベトナム市場への販路開拓に意欲のある三重県内に本社又は営業所などを有する企業・団体

(2) 対象商品

食品、非食品

(3) 経費負担

①参加事業者の負担

- ・参加者の渡航及び滞在にかかる費用一式  
※観光物産展に参加の方は、公益財団法人岡田文化財団の支援制度を利用できる場合があります。
- ・参加料 金 3,000 円（県へ納付していただきます。）  
※観光物産展に参加の方は、同物産展の参加料 3,000 円は必要ですが、商談会用の参加料 3,000 円は不要です。
- ・サンプル品等、商談会時に必要な物品にかかる費用一式
- ・その他、個別に発生する費用

②県の負担

- ・会場費
- ・商談会運営にかかる費用（通訳を含みます）  
※参加事業者が独自に手配した通訳は事業者の負担とします。

5 注意事項

- (1) 会場における配置レイアウトは、県が委託する運営事業者等との協議により決定します。
- (2) 三重県は、商品及び資材等に生じた盗難、紛失、破損や参加者がブースを使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失又は損害について一切の責任を負わないものとします。
- (3) 三重県は、本県の責に帰することができない事由による参加者と関係者とのトラブルについては、一切の責任を負わないものとします。
- (4) 三重県は、本県の責に帰することができない事由によって、フェアが中止・中断された場合、及び商品の輸出が認められなかった場合に、これによって参加者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- (5) フェア開催期間中は、三重県及び県が委託する運営事業者等の指示に従っていただきます。
- (6) 参加決定後にキャンセルされた場合は、やむを得ない場合を除き、三重県が開催準備のため支出した経費の実費を負担いただきます。
- (7) 三重県は参加物等の知的財産にかかるトラブルが発生した場合、一切の責任を負いません。参加者は必要に応じて自己責任の下、事前に知的財産権の保護対策を行ってください。
- (8) その他、本要綱に定めのない事項が発生した場合は、三重県と参加者が協議の上、決定します。

## 6 説明会の開催

本事業にかかる説明会を下記日程で開催します。本事業への参加申込書を提出された方は説明会に参加ください。

日時：平成30年5月15日（火） 13時から

場所：三重県合同ビル4階 402会議室

（三重県津市栄町1丁目891）

## 7 お問い合わせ先

三重県雇用経済部 三重県営業本部担当課 営業推進班（橋爪、勝野）

電話：059-224-2386